

学習の手引き

(履修便覧)

2020年度



学校法人 中央工学校

中央動物専門学校
CHUO Animal College

目次

I. 本学の教育理念	3
1. 本学の教育理念	3
2. 学校法人中央工学校の組織体制	3
II. 学則抜粋	4
III. 学内での生活について	7
1. 学生の心得	7
2. 学期の構成	8
3. 授業時間	8
4. 出欠席	8
5. 健康管理	8
6. 教室番号	9
7. 学内掲示	9
8. 学生相談	9
9. 諸手続き	9
10. 学生傷害保険について	12
11. 国民年金（20歳以上の学生の国民年金）	12
12. 大規模地震の発生が予想されるとき	13
13. 交通機関障害による授業の取り扱い	13
14. SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用について	13
IV. 履修	14
1. 一般科目	14
2. 専門科目	14
3. 実習科目	14
V. 試験	14
1. 試験の種類	14
2. 試験の実施時期	15
3. 試験の方法	15
4. 成績評価	15
5. 出席率	15
6. 履修資格・検定試験について	15
VI. 進級・卒業条件	19
1. 進級	19
2. 卒業	19

VII. 学校施設利用について	20
1. 講義教室利用の注意点	20
2. 実習室利用の注意点	20
3. インターネット利用について	20
4. 図書の利用について	20
5. ロッカー室（更衣室）利用について	21
6. 保健室利用について	21
7. ペットショップ他	21
8. 学校敷地内駐輪の許可	21
9. 南ヶ丘倶楽部（軽井沢研修所）	21
10. STEP	22
11. 学生寮	22
VIII. 就職	23
1. 就職ガイダンス	23
2. 求職登録	23
3. 求人資料の公開	23
4. 就職相談	23
5. 就職申込	23
IX. マスターズカラシップ制度	24
●添付資料	25
科別教科構成表	25
授業科目一覧（シラバス）	31
年間行事予定	72
教室配置図	74

I. 本学の教育理念

1. 本学の教育理念

「心のケア」という福祉社会の到来と共に、ペットが家族の一員として果たす役割は重要となっています。こうした社会にいち早く対応し、本校は生活・住空間で、人間と動物がより良く共生できるために必要な専門知識と、種々の管理技能をもったスペシャリストの育成を目指して設立されました。

また、動物に携わる関係上、専門分野の教育だけでなく、“心”の教育にも重点を置いています。そこで、3つの“心”

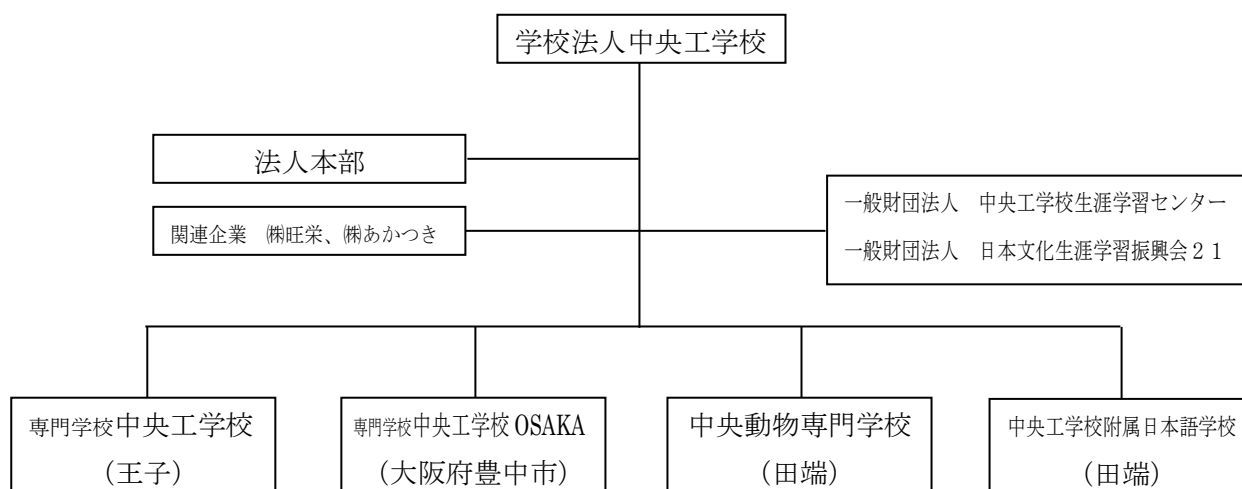
- ①動物を優しく見守る心「優しい心」
- ②命の尊さと善悪の判断ができる心「倫理観」
- ③自ら努力し最後までやり遂げる意志・責任感の心「自己責任」

を提唱しています。動物を通して思いやりの心を育て、真に人間らしい、強く、優しい人材の育成に努めていきます。

つまり、心身ともに健全で、苦勞を惜しまず、専門知識と技術を習得した人材を育成することが、中央動物専門学校での教育目標になっています。

2. 学校法人中央工学校の組織体制

学校法人中央工学校には、専門学校中央工学校、専門学校中央工学校OSAKA、中央工学校附属日本語学校、そして中央動物専門学校の4つの学校があります。全国の専門学校の中で、規模、施設ともにトップクラスの学校法人です。さらに、学校法人の運営を行う部門である法人本部、様々な日本文化の伝承、保存、伝統技術の紹介などの手助けを行う一般財団法人日本文化生涯学習振興会21、購買や学生寮の運営を行う(株)旺栄、軽井沢研修所の管理・運営を行う(株)あかつき、といった様々な関連団体と企業によって中央工学校グループが成り立っています。色々な角度から、皆さんの学生生活のサポートを行っております。



Ⅱ. 学則抜粋

第 1 章 総 則

第 1 条 本校は、学校教育法に基づき、文化・教養及び動物に関わる分野に従事しようとする者に専門的知識及び特定技術・技能を修得させるとともに品性の陶冶に重きを置き、視野の広い良識ある動物管理技術技能者の育成を目的とする。

第 2 条 本校は、中央動物専門学校という。

第 3 条 省略

第 2 章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	備考
昼	動物管理専門課程	愛 犬 美 容 科	2 年	男女	80	160
		愛犬美容研究科	3 年	男女	20	60
		動 物 看 護 科	2 年	男女	40	80
		動物看護研究科	3 年	男女	20	60
		動物共生研究科	3 年	男女	20	60
		動物共生総合科	4 年	男女	10	40
計				190	460	

2 文部科学大臣認定の「職業実践専門課程」の学科は次のとおりとする。

- ・愛犬美容科
- ・愛犬美容研究科
- ・動物看護科
- ・動物看護研究科
- ・動物共生研究科
- ・動物共生総合科

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。学年を分けて次の二学期とする。

(1) 前期 4 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日

(2) 後期 1 0 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日

第 6 条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは臨時に休業することがある。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏季休暇 8 月 1 日 から 8 月 3 1 日まで

(4) 冬季休暇 1 2 月 2 5 日 から 翌年 1 月 7 日まで

(5) 春季休暇 4 月 1 日 から 4 月 1 0 日まで

(6) 開校記念日

2 前 3 号から 6 号までの休業日は、必要により変更することがある。

第 3 章 教育課程・授業時数及び教職員組織

第 7 条 省略

第8条 学科目及びその履修方法は、校長が教職員会議の議を経てこれを決定し、各期・各年によって学科目及び履修方法を更改することができる。

第9条 学科目の履修合格の認定は、第7条各項の当該科目について試験、実習、学習態度の総合的評価に基づいて学年終了時にこれを認定する。

第10条 省略

第11条 省略

第4章 入学・休学・退学・卒業

第12条 省略

第13条 入学時期は、毎年4月とする。

第14条 省略

第15条 省略

第16条 入学を許可された者には、学生証を交付する。学生証は登校の際、必ず携帯するものであって、それを紛失又は毀損した時は直ちに再交付を受けなければならない。

第17条 入学を許可された者は、保証人連署の上所定の誓約書を提出しなければならない。

保証人は東京都内あるいはその附近に在住する親権者又は独立の生計を営む者とする。

第18条 学生にして引き続き3ヶ月以上就学できない者は校長の許可を得てその学期・学年を休学することができる。ただし、休学期間は修業年数に算入しない。

第19条 復学を希望する者は願い出により校長の許可を得なければならない。

第20条 修業年限2年の学科を卒業した者は、次のとおり3年制の第3学年へ進学することができる。

(1) 愛犬美容科を卒業した者は、愛犬美容研究科

(2) 動物看護科を卒業した者は、動物看護研究科

(3) 動物看護科を卒業した者は、動物共生研究科

2 動物看護研究科または動物共生研究科を卒業した者は、動物共生総合科の第4学年へ進学することができる。

3 前2項の場合、入学定員を超えない範囲で進学を許可する。

第21条 退学を希望する者は事由を願い出て校長の許可を得なければならない。

第22条 授業料・その他の学費を2ヶ月以上滞納した者は除籍することがある。

第23条 所定の修業年限以上を在学し第7条に定める教育課程を履修した者は学習評価の上、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 前項により、動物管理専門課程の各科（2年制及び3年制）を修了した者には、専門士（動物管理専門課程）の称号を付与する。

3 第1項により、動物管理専門課程の4年制の学科を修了した者には、高度専門士（動物管理専門課程）の称号を付与する。

第5章 入学選考料・入学金・授業料・特待生・その他

第24条 入学選考料・入学金・授業料・実習費・施設維持費及び学友会費は次のとおりとする。

(別表2) 原則としてすでに納入した学費は返還しない。

第25条 必要に応じ校外実習費等を徴収することができる。

第26条 入学の許可を受けた者は、決められた日までに入学金・その他所定の学費を納入しなければならない。

第27条 授業料は、出席の有無にかかわらず、所定の金額を定められた日までに納入しなければならない。

第28条 進級時において出席良好で、学業成績及び人格に特に優れており、特待生認定会議で認定された学生に対し、進級時学費の内から授業料を免除することがある。特待生に関する事項は、別に定めるところによる。

第29条 退学を命ぜられた者に対しては、その在学期間中の授業料はこれを徴収する。停学を命ぜられた場合も同様とする。

第30条 休学する学生に対しては、その期間の授業料は徴収しない。

第 6 章 委託生・科目等履修生

第31条 省略

第32条 省略

第33条 省略

第34条 省略

第35条 省略

第 7 章 図書室・学生寮・保健

第36条 省略

第37条 省略

第38条 健康診断は、毎年1回、学校健康法に定めるところにより行う。

第 8 章 賞 罰

第39条 本校の学生にして品行方正で成績優秀、又は特に善行のあった者は、これを褒賞することがある。

第40条 本校の学生にして学校の規則に違反し、学生の本分に反する行為があったときは、これを懲戒する。

第41条 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第42条 退学は、下記の各号に該当する者に対してのみこれを適用する。

- (1) 性行不良で改しゅんの見込みのない者
- (2) 学業を怠り、卒業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

Ⅲ. 学内での生活について

1. 学生の心得

学校は、学生の皆さんの共通の学習の場であり、自由な雰囲気の中にも厳たる規律が望まれます。したがって、秩序を重んじ、規律を守ることは、学習生活をより有効に果たすために要求される基本的な学習態度です。学則、諸規則を守り、常に本学学生として自覚と誇りを保ち、学生生活を有意義なものとしなければなりません。

【規範とすべき事項】

- ①学生証は常に携帯し、必要に応じて教職員の指示があった場合に、これを提示してください。
- ②住所の変更、保証人等の変更などの学生の一身上の変更事項は、定められた手続きによって速やかに届け出てください。
- ③通学時の服装については特に制服の指定はありません。しかし、各自の学習生活に適した、質素で品位のある学生らしい服装をしてください。ただし、実習時は指定された実習着等を着用してください。
- ④学内での喫煙は厳禁とし、全館禁煙とします。
- ⑤常に学内及び近隣の美化を図り、紙くず、空き缶等は所定の場所に捨ててください。
- ⑥バイク及び自動車での登校は禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ⑦教員室や事務室での電話口への呼び出しは禁止します。(ただし、緊急を要すると判断される場合以外)
- ⑧教職員及び学生個人のプライバシーに関わる問い合わせには応じることができません。
- ⑨授業時間内での携帯電話など音の出るものの使用は、周囲への迷惑、精密機械類保全を考慮し、一切禁止します。
- ⑩常に、明るい挨拶を励行し、教員室や事務室への入・退室の際の挨拶を実施してください。
- ⑪時間の厳守を励行してください。
- ⑫学生による学内での掲示、印刷物の配布、集会及び課外での教室使用は、事前に届け出て、校長の許可を得てください。
- ⑬下校時間は原則として午後5時とします。
- ⑭通学定期は通学のためのもので、住所と本学との最短距離を原則とします。なお、通常の電車区間及び都営交通は学生証で購入できます。
- ⑮学割(旅客運賃割引証)は1回2枚を限度とし、原則として一人につき年間8枚まで交付します。有効期限は発行の日から3ヶ月間となります。
- ⑯事務室窓口業務の受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- ⑰学費を納入せず、また、無届で長期間(2週間以上)欠席した者は除籍されることがあります。
- ⑱学則に違反したり、不都合な行為があった際は、その情状によって懲戒に付す場合があります。

2. 学期の構成

学期の呼称	4月～9月	10月～3月
	前期	後期

3. 授業時間

時限区分		時間帯	時限区分		時間帯
午前	1時限	9:10～10:00	午後	4時限	13:10～14:00
	2時限	10:10～11:00		5時限	14:10～15:00
	3時限	11:10～12:00		6時限	15:10～16:00

4. 出欠席

(1) 欠席

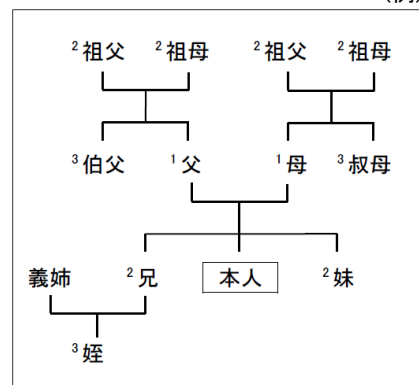
- ①出席を確認した時点で不在の者・返事のない者・授業準備のできていない者は、欠席扱いとなります。ただし、交通機関の遅れによる証明書のある場合はこの限りではありません。
- ②当日に急病などの理由で欠席しなければならない場合は、必ず午前9時00分までに本人より電話で連絡してください。

(2) 公欠

欠席のうち、次のような場合は公欠とし、欠席時間・欠席日数に算入しません。

- ①忌引き → 1親等：5日以内、2親等：3日以内
- ②家族の結婚 → 1日（結婚式当日）
- ③本校が認めた就職活動、試験、面接等
- ④就職先から学校宛に正式に依頼のあった研修
- ⑤法定伝染病による隔離を受けた場合（診断書提出）
- ⑥居住地の天災
- ⑦交通機関の運転停止により、登校不可能な場合
- ⑧その他、校長が必要と認めた場合

(例)



(3) 遅刻・早退

15分以内の遅刻、早退は、3回をもって欠席1回の扱いとします。ただし、交通機関の事由による遅刻の場合、「遅延証明書」の提出によって出席扱いとします。

5. 健康管理

本校では、学生の皆さんが健康な状態で学校生活を送るとともに、本人のアレルギー等の有無の確認も含め、自身の健康を自己管理できる能力を身につけられるよう、健康診断を実施します。

(1) 健康診断の受診

本校に在籍する全学生を対象として、健康診断を実施します。毎年継続して受診し、自身の健康状態を自己管理してください。

(2) 個人別結果票の返却

定期健康診断の結果は、後日、皆さんに返却いたします。診断結果を必ず確認してください。診断結果に何らかの所見が記載されていた場合にはこれを熟読し、必要な場合は再検査を受診するなど、必要な対処を行うことも学生の義務であると認識してください。

6. 教室番号

(1) 本館

3桁表示：百の桁は校舎の階数、一の桁は階別の教室番号

《凡例》 201教室 → 2階・1番教室

(2) 別館（19号館）

4桁表示：千の桁と百の桁は校舎番号、十の桁は階数、一の桁は教室番号

《凡例》 1931教室 → 19号館・3階・1番教室

7. 学内掲示

学生への連絡は、原則として「掲示」により行います。登校・下校の際は所定の掲示を見て連絡事項を確認する習慣を身につけてください。

8. 学生相談

学生生活における様々な悩みごとや心配ごとの相談相手として、担任が配置されています。また、担任以外にも相談できるよう以下の相談窓口も設けています。なお、相談内容については相談者に不利益を与えないよう厳重に管理・対応します。

(1) 意見箱の設置

更衣室に意見箱を設置しています。記名、無記名どちらでも結構ですので投書してください。

(2) 意見メール（校長直通メール）

セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの被害や様々な相談ができる専用アドレスを設置しています。相談する場合は、i-box@chuo-a.ac.jp のアドレスにメールしてください。

9. 諸手続き

学内における諸手続きや相談などでは、すべて所属区分と出席番号が使われます。自分が「〇〇科〇年〇クラス出席番号〇〇番」の学生であるか覚えておく必要があります。

〈所属区分の例〉 愛犬美容科1年Aクラス〇〇番

※学生証に押印されている番号は学籍番号で身分証明書発行番号でもあり、出席番号ではありません。

(1) 授業料等の納入

①校納金の種類と納期

校納金の種類は、入学金、授業料、施設維持費、実習費等があります。

●授業料：年額一括納入または年額の1/2ずつ2回分割納入（2月末日・7月末日）

●諸費用：実習費及び施設維持費は所定の額を年度当初授業料と共に納入してください。

●その他：校外実習費、合宿費等を別途指示により納入します。

②納入方法

すべて銀行振込みとしています。保証人宛に送られる銀行振込用紙により、最寄りの銀行で振り込んでください。

※授業料等を滞納すると学則第22条により除籍されることがあります。また、所定の期日までに納入しないと、以後定期試験の受験、諸証明の発行等が停止されます。

(2) 学生証の更新

学生証の有効期間は在学期間中となりますので、更新の必要はありません。

(3) 学生証の再交付

学生証を紛失または著しく汚損した場合は、再交付を受けることができます。申込み用紙に所定事項を記入し、顔写真1枚を添えて事務室窓口申請してください。(有料)

なお、紛失の場合は、数日後に発見されることが多くあります。よく確認してから申請してください。再交付を受けた後、発見された旧学生証は直ちに事務室窓口に戻してください。ただし、作成手数料は返金いたしません。

(4) 諸証明書の発行

諸証明書の発行申請は、すべて事務室窓口で取り扱います。所定の申請用紙に必要事項を記入し、作成手数料金額分の証紙を券売機で購入し、添付して申請してください。ただし、通学証明書・学割証明は無料です。また、事務室窓口で学生証を提示する必要があります。諸証明書の交付は申請日の翌日となります。【事務室窓口取り扱い時間：午前9時～午後5時（月曜～金曜）】

種類	有料区分	備考
通学証明書	無料	通学定期乗車券を購入するときに必要な場合があります。 ※JR、私鉄、地下鉄、都営交通利用者は学生証(身分証明書)を、利用する交通機関窓口で提示して購入できます。私鉄バス利用者は、通学証明書を必要としますので、事務室窓口で通学証明書の交付を受けてから、利用する交通機関の窓口で購入してください。
学割証 (学生旅客運賃割引証)	無料	①JR各線を利用して100kmを超える区間を旅行する場合に割引普通乗車券が購入できます。 ②休暇前は窓口が混雑しますので、旅行が決まったら早めに申し込んでください。 ③割引証の発行は1回につき2枚で、原則として年間8枚以内です。 ④割引証の有効期間は発行の日から3ヶ月間です。有効期間経過後は無効となり、一度発行された割引証は取り消すことはできません。無効になったもの、不用になったものは学校に戻してください。 ⑤他人に貸与したり、記入事項を勝手に書き換えたもの、有効期間を経過したもの等の使用は不正使用となります。 ⑥不正使用の事実があった場合には、本人はもちろん、学校全体の割引証(交付)停止処分を受けることになるので、使用にあたっては十分注意してください。
在学証明書	有料	遠隔地用保険証発行や扶養申請等に必要になります。@200円
成績証明書	有料	就職の際に必要なになります。@200円
卒業見込証明書	有料	申請用紙に必要事項を記入のうえ、担任の承認を受けてからの申請になります。 @200円
健康診断書	有料	毎年実施する健康診断を受診しないと発行できません。 就職の際に必要なことがありますので必ず受診してください。毎年4月に実施し5月以降の発行になります。@500円
学生証再交付	有料	顔写真(4cm×3cm)を1枚添付してください。@1,500円
卒業証明書	有料	就職先に提出したり、資格試験を受験する際に必要になります。@500円
学校敷地内駐輪許可	有料	学校敷地内駐輪許可申請書に、必要事項を記入のうえ申請して下さい。 年間4,000円

(5) 諸届・願

諸届・願は種類により、その提出先や取り扱い方法が異なります。提出期日等に留意して手続きしてください。

手続きの種類	交付料	相談・手続窓口	備考
欠席・遅刻・早退・ 公欠願	無料	クラス担任	やむを得ぬ事情により授業を欠席・遅刻・早退する場合や校外研修に行く場合は、必ず前もって所定の用紙により担任に届け出ること。当日の病気・事故等による場合は、担任宛の電話連絡も可としますが、出校後直ちに所定の用紙により届け出ること。【連絡先電話番号：03-3819-1111】
退学届	無料	クラス担任	所定用紙に必要事項を記入し、学生証を添えて担任へ提出すること。
休学願	無料	クラス担任	やむを得ない事情により3ヶ月以上1年未満休学する場合は、所定用紙に必要事項を記入し、学生証を添えて担任経由で校長の許可を得ること（病気の場合は医師の診断書を添えること）。 休学が許されると、休学許可証と休学を明記した学生証が送付されます。許可証は復学手続の際に必要となりますので大切に保管してください。
復学願	無料	クラス担任または事務室窓口	復学を希望する時は、所定用紙に必要事項を記入し、休学許可証と学生証を添えて事務室へ提出して、校長の許可を受けること。出願時期は、事務室より交付される出願要項により指定します。
進学・再入学願	無料	クラス担任または事務室窓口	進学とは、2年制の卒業資格を満たした者が引き続き指定された学科の3年へ編入することをいい、再入学とは本校を卒業した者が、あらためて他科へ入学することをいいます。いずれの場合も、入学願書に本校成績証明書と選考料を添えて事務室窓口へ提出すること。選考方法は原則として書類選考です。出願時期は、掲示される出願要領に従ってください。
転科・留年願	無料	クラス担任または事務室窓口	転科とは、希望する学科に欠員のある場合に学科を変更することで、原則として前期からとします。 留年とは、就学上の指導により同じ学年に残留することをいいます。いずれも校長が許可する場合に限りです。出願時期や手続方法については、学内掲示または交付される出願要領に従ってください。
住所等変更届 (学籍データ変更届)	無料	事務室窓口	通学住所、保証人、保証人住所、姓名等を変更した場合は必ず届け出ること。所定の用紙に必要事項を記入し、学生証を添えて提出してください。なお、姓名変更の場合は住民票が必要です。
学校施設・教室等の使用に関する願・届	無料	事務室窓口	学生による学内での掲示、印刷物の配布、集会及び課外での教室使用は、事前に届け出て、校長の許可を得てください。

10. 学生傷害保険について

学生は、入学と同時に「学生総合補償保険」に加入することになります。保険料は、入学手続き時に払い込んだ「学生会費」の中に含まれています。**学校管理下内**（授業時間及び学業時間中、課外授業並びに**インターンシップ活動**、学校行事の参加中など）はもちろん、**学校管理下外**（**通学途上中**や**アルバイト中**など）も含む**24時間補償制度の保険**に加入します。死亡・負傷等不慮の災害、被害（**熱中症**も含む）による通院・入院・後遺障害などに対して保険金が支払われ、治療上要した実費を全額（限度額 30 万円まで）支払いできる内容となっています。

この保険の支払いを受けるのは、次のような手順によります。

（１）事故発生の通告（学生本人から保険会社へ）

保険該当事故が発生した場合、事故の日時・場所・状況・傷害の程度・通（入）院先などを本人から保険担当者へ申し出てください。本人が連絡できない場合は、代理の方でも構いません。また、**学校管理下内における事故**、**インターンシップ活動における事故**については、担任や担当の先生に報告後速やかに保険担当者に連絡してください。

（２）保険金支払い請求

保険会社より保険金請求書が送られてきますので、治癒した段階で、用紙に記入し保険金の支払請求をします。その際、次のものを用意して、一緒に送付ください。

- ・後遺障害がなく、入通院治療費が 10 万円を超えない場合は、治療にかかった領収証。
- ・入通院治療費が 10 万円を超える場合、または後遺障害がある場合は医師による診断書（用紙は保険会社指定（保険金請求書類の中にあります））。
- ・保険金の支払いは、銀行振込となりますので、振込希望銀行の銀行（支店）名、店番、口座番号、口座名義、種別（普通・当座）を保険金請求書に記入が必要になります。

（３）保険金支払い

保険会社で審査の上、問題がなければ指定の口座に 1～2 ヶ月で振込まれます。

（４）連絡先・保険担当者

専修総合サービス

TEL 03-3906-5222 FAX 03-3908-3335

11. 国民年金（20歳以上の学生の国民年金）

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって私たちの生活が損なわれることのないよう、前もって保険料を出し合い、経済的にお互いを支えあう制度です。20歳から60歳までの国民は、全て国民年金への加入が義務付けられています。加入しない、又は保険料を納付しない場合には、在学中に事故や病気により障害が残った場合でも、障害基礎年金が支給されない、又は65歳からの老齢基礎年金が減額されるなど、本人が不利益を被ることになります。

平成12年4月から、「学生特例納付制度」により学生本人の所得額が一定額以下である場合には親の所得に関係なく、在学中の障害基礎年金・遺族基礎年金の満額受給権が保証され、10年以内に保険料を追納することにより老齢基礎年金も満額受給することができるようになりました。この制度を利用するためには、印鑑、学生証または在学証明書、年金手帳または国民年金保険料納入通知書を持参して所在地の市町村役場で届出を行うことが必要です。

12. 大規模地震の発生が予想される時

大規模な地震の発生が予想される時は、大規模地震対策特別措置法による「地震防災対策強化地域判定会」（以下「判定会」という）が招集され、状況によって、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられます。

本校では、大規模地震の発生が予想され「判定会」が招集された段階で、次のような措置をとります。

(1) 「判定会」が招集されたことから、ラジオ、テレビ等によって報道された時点で休校とします。

①在宅中のときは、そこにとどまってください。

②通学途中、または帰宅途中のときは、各自の判断で行動し、速やかに帰宅してください。

③在校中のときは、本校からの連絡指示に従ってください。

(2) 警戒宣言が解除されたり、「判定会」が解散されたときは、休校を解いて平常授業を行います。

授業再開については、交通機関の状況に準じます。

(3) 大規模地震が発生し、交通機関や本校周辺に被害が出ているときは、ラジオ、テレビ等の報道に十分注意し、安全な行動に努めてください。

【 学生避難場所 = J R 田端尾久操車場 】

13. 交通機関障害による授業の取り扱い

首都圏内の交通機関のうち、田端駅を通過する J R 山手線・京浜東北線が障害（風水害、積雪、ストライキ等）で運行が停止した場合の授業は、下記のとおりとします。

①始発時に運行が確認された場合は、当日の授業は平常通り行います。

②午前6時まで運行が再開された場合は、2時限（10時10分）より授業を行います。

③午前6時現在、不通もしくは、運行の見通しがつかない場合は、当日の授業を休校とします。

④在校中に交通機関の障害が発生、またはそのおそれがあるときは、本校より連絡指示をします。

※上記以外に交通機関の障害、またはそのおそれのあるときは、校長が休校及び授業開始時間の変更を決定します。その際は、本校ホームページによりお知らせします。

14. SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用について

Twitterをはじめとする SNS における書き込みに際しては、社会的なモラルに反する内容や他人の個人情報、他人を中傷するような書き込みは絶対にしないでください。また、学内で知り得た情報も安易に公開することは控えてください。

安易な書き込みがトラブルに発展し、社会や他者に多大な迷惑をかけたり、不適切な書き込みを行うことにより、学内だけでなく学外からも社会的に非難を受けるケースが起きています。非常識な書き込みは絶対にせず、本学学生として、節度ある利用をお願いします。

IV. 履修

本学の授業科目は、一般科目と専門科目、実習科目に区分され、それぞれの科目ごとに単位数が定義されています。いずれも必修科目となっています。

1. 一般科目

一般科目は、社会性豊かな人間を育てるために必要な基本的な科目からなります。本校では専門科目・実習科目に重点を置き、一般科目を最小限にとどめてありますが、それだけに重要ですからおろそかにしないようにしてください。

2. 専門科目

専門科目は各科の骨格となる科目であり、技術・技能習得の基礎となるいろいろな知識を学ぶ上で不可欠な科目です。したがって、専門科目は細分された一つの学科としてとらえるより、他の科目との関連で系統的・有機的にとらえ理解するように努めてください。このようなとらえ方が、総合的な能力を養い、応用力を身につける近道となります。

3. 実習科目

実習科目は、各科共に非常に大切に、教科構成の基幹をなしているものです。実際に動物に触れる、器具を使用する、医療機械を操作する等、その訓練によって習得することを目的とする実技を伴う科目です。専門科目はこれら実習科目に関連して構成されているといえます。

また、多くの専門科目で習得した基礎知識や専門知識を総合した動物美容実習や動物看護実習のような応用的実習は、実務的な技術・技能の育成に重要な役割を果たすこととなります。したがって、最も実務に直結した科目であるといえます。

【注意事項】

- ①実習の際は、指定の実習着・シューズを着用すること。
- ②実習中は、指輪、ネックレス、イヤリング等ははずすこと。
- ③実習の際に使用する教具には氏名を記入すること。紛失の場合でも学校は責任を負いません。

V. 試験

1. 試験の種類

(1) 定期試験及び随時試験

定期試験は、原則として各学期末までに一定の期間を定めて実施します。ただし、授業の担当教員が必要と認めたときは随時試験が行われ、これをもって定期試験に代えることがあります。

(2) 追試験

病気その他やむを得ない事情により授業科目の試験を受験することができなかった場合には、一定の手続を行うことによって、その授業科目について改めて試験を受けることができます。

追試験の受験者は、あらかじめ所定の手続きにより「受験許可」(有料)を受けてください。

(3) 認定試験

定期試験が不合格になった者は、やむを得ない事情があると認められた場合に限り、一定の手続を行うことにより、不合格の科目について改めて試験を受験することができます。

認定試験の受験者は、あらかじめ所定の手続きにより「受験許可」(有料)を受けてください。

2. 試験の実施時期

定期試験		備考	追試験
前期末	9月中旬		10月上旬
後期末	2月上旬	卒業学年	2月中旬
〃	2月中旬	進級学年	3月上旬

3. 試験の方法

試験は、筆記、口述、レポート提出、実技及び実習等のいずれかあるいはそれらの組み合わせにより行います。

【注意事項】

- ①試験時は、学生証を机上に提示してください。
- ②試験において不正行為をした者は、学則により停学等の懲戒処分を受けるほか、その学期に実施する試験のうち、不正行為発覚以後の試験の受験資格を失います。
- ③正当な理由なく試験を欠席した場合は、試験を放棄したものとみなします。
- ④各試験とも、試験開始時刻より30分以上遅刻すると原則として受験できません。

4. 成績評価

成績は、授業科目ごとに試験の成績、平常の成績及び出席状況等の一部あるいはそれらを総合的に判断して評価されます。成績の評価は、A、B、Cを合格、Dを不合格とし、合格した場合には所定の単位が与えられます。成績の表示は次のとおりです。

- ①試験成績の評価は下表の評点区分により、A～Dで表します。C以上を合格とします。

判定		合格			不合格
評価	評点	100～80	79～70	69～60	59～0
	評語	A	B	C	D

- ②試験成績が、60点に満たない時は不合格となります。
- ③学科目について不合格のある科目は、原則として1回に限り追試験を行いますが、実習科目については基本的に追試験はありません。追試験で合格した科目の評価は、Cとなります。

5. 出席率

出席率は、授業科目ごとに以下の条件を満たさなければなりません。

(1) 出席率 80%以上

なお、出席率が80%未満の場合であっても、病気等やむを得ない事情と判断される場合には、特別課題や補講を義務付け、再評価することがあります。

(2) 遅刻・早退

15分以内の遅刻、早退は、3回をもって欠席1回の扱いとします。ただし、交通機関の事由による遅刻の場合、「遅延証明書」の提出によって出席扱いとします。

6. 履修資格・検定試験について

各科の履修資格（必修、準必修、選択）及び受験料は次のとおりとなります。ただし、追試験の受験料は別途必要となります。

◆愛犬美容関連科（愛犬美容科・愛犬美容研究科）

設置科	学 年		1 学 年	2 学 年	3 学 年	実施機関及び認定機関
	資 格					
愛 犬 美 容 関 連 科	必 修	トリマー	初級	中級	上級	全日本動物専門教育協会
			実技:10,500円 筆記: 5,250円	実技:10,500円 筆記: 5,250円	実技:15,750円 筆記: 5,250円	
	"	動物看護師	—	初級	—	"
			—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	—	
	準必修	動物看護師	—	—	中級	"
			—	—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	
	"	キャットグルーマー	初級	中級	上級	"
			実技:10,500円 筆記: 5,250円	実技:10,500円 筆記: 5,250円	実技:15,750円 筆記: 5,250円	
	"	家庭犬訓練士	—	初級	中級	"
			—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	実技:10,500円 筆記: 5,250円	
	"	ハンドラー	—	初級	中級	"
			—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	実技:10,500円 筆記: 5,250円	
	"	ホリスティックアニマルケアセラピー	—	アドバイザー		"
			—	筆記: 5,250円 (教材費:10,500円)		
"	愛玩動物飼養管理士	2級	1級		(公社)日本愛玩動物協会	
		32,000円	34,000円			
"	リテールマーケティング (販売士)検定	3級	2級		日本商工会議所	
		4,200円	5,770円			
"	ビジネス(B)検定ジョブパス	3級	2級		(一財)職業教育・キャリア教育財団	
		3,000円	4,200円			
選 択	訓練士		※○	※○	農林水産省認可ジャパンケンネルクラブ	
			※○	※○		
				※○		
"	ハンドラーC級				"	
"	トリマーC級			※○	"	

注意

- ・※印は認定協会に任意加入が必要です。
- ・全日本動物専門教育協会認定のライセンス初級・中級には合格後に別途登録料(21,000円)がかかります。
- ・全日本動物専門教育協会認定のライセンス上級には合格後に別途登録料(31,500円)がかかります。
- ・全日本動物専門教育協会認定のホリスティックアニマルケアセラピーライセンスアドバイザーには合格後に別途登録料(21,000円)がかかります。
- ・愛玩動物飼養管理士2級合格後登録料8,000円、1級合格後登録料20,000円。
- ・受験料、登録料についてはR2.3末現在のものです。

◆動物看護関連科（動物看護科・動物看護研究科）

設置科	学 年		1 学年	2 学年	3 学年	実施機関及び認定機関
	資 格					
動物看護関連科	必修	動物看護師	初級	中級	上級	全日本動物専門教育協会
			実技:10,500円 筆記: 5,250円	実技:10,500円 筆記: 5,250円	実技:15,750円 筆記: 5,250円	
	"	トリマー	—	初級	—	"
			—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	—	
	準必修	トリマー	—	—	中級	"
			—	—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	
	"	キャットグルーマー	—	—	初級	"
			—	—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	
	"	家庭犬訓練士	—	—	初級	"
			—	—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	
"	ハンドラー	—	—	初級	"	
		—	—	実技:10,500円 筆記: 5,250円		
"	ホリスティックアニマルケアセラピー	—	—	アドバイザー	"	
		—	—	筆記: 5,250円 (教材費:10,500円)		
"	動物看護師	—	—	—	動物看護師統一認定機構	
		—	16,500円	16,500円		
"	ビジネス(B)検定ジョブパス	3級	2級	—	(一財)職業教育・キャリア教育財団	
		3,000円	4,200円	—		
希望	愛玩動物飼養管理士	2級	1級	—	(公社)日本愛玩動物協会	
		32,000円	34,000円	—		

- 注意
- ・全日本動物専門教育協会認定のライセンス初級・中級には合格後に別途登録料(21,000円)がかかります。
 - ・全日本動物専門教育協会認定のライセンス上級には合格後に別途登録料(31,500円)がかかります。
 - ・全日本動物専門教育協会認定のホリスティックアニマルケアセラピーライセンスアドバイザーには合格後に別途登録料(21,000円)がかかります。
 - ・動物看護師統一認定機構動物看護師統一認定試験は、合格後に登録料10,000円(税別)がかかります。
 - ・愛玩動物飼養管理士2級合格後登録料8,000円、1級合格後登録料20,000円。
 - ・受験料、登録料についてはR2.3末現在のものです。
 - ・進級時にCBT試験対応テキストのライセンス費用10,000円(税別)がかかります。

◆動物共生関連科（動物共生研究科・動物共生総合科）

設置科	学 年 資 格		1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	実施機関及び認定機関
動物 共 生 関 連 科	必 修	動物看護師	初級	—	中級	上級(看護)	全日本動物専門教育協会
			実技:10,500円 筆記: 5,250円	—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	実技:15,750円 筆記: 5,250円	
	"	家庭犬訓練士	—	初級	—	中級(訓練)	"
			—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	
	"	トリマー	—	初級	—	中級(美容)	"
			—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	
	"	動物介在福祉士	—	—	—	初級(共生)	"
			—	—	—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	
	"	動物共生環境コーディネーター	—	—	—	—	"
			—	—	実技:10,500円 筆記: 5,250円	—	
準必修	動物看護師	—	—	—	—	動物看護師統一認定機構	
		—	—	16,500円	16,500円		
"	リテールマーケティング (販売士)検定	—	3級	—	—	日本商工会議所	
		—	4,200円	—	—		
"	福祉住環境コーディネーター	—	—	3級	—	"	
		—	—	4,400円	—		
"	介護職員初任者研修	—	—	○	—	厚生労働省 東京都	
		—	—	-	—		
"	ビジネス(B)検定ジョブパス	3級	2級	—	—	(一財)職業教育・キャリア教育財団	
		3,000円	4,200円	—	—		
希 望	愛玩動物飼養管理士	2級	1級	—	—	(公社)日本愛玩動物協会	
		32,000円	34,000円	—	—		

- 注意
- ・全日本動物専門教育協会認定のライセンス初級・中級には合格後に別途登録料(21,000円)がかかります。
 - ・全日本動物専門教育協会認定のライセンス上級には合格後に別途登録料(31,500円)がかかります。
- がかかります。
- ・動物看護師統一認定機構動物看護師統一認定試験は、合格後に登録料10,000円(税別)がかかります。
 - ・愛玩動物飼養管理士2級合格後登録料8,000円、1級合格後登録料20,000円。
 - ・4学年時の取得可能資格については選択科目(級数の隣カッコ書き内の科目が取得可能)によって異なる。
 - ・希望をすれば、動物介在福祉士初級は3年時に取得可能。
 - ・受験料、登録料についてはR2.3末現在のものです。
 - ・進級時にCBT試験対応テキストのライセンス費用10,000円(税別)がかかります。

VI. 進級・卒業条件

1. 進級

進級の要件は原則として次のとおりとします。

- ①学習態度が良好であり、指定の課程において履修すべき全科目に合格すること。
- ②指定の課程において所定の技能認定試験に合格し、登録すること。
- ③履修期間の出席日数は、80%以上であること。
- ④納入すべき所定の費用を期日までに全納すること。

2. 卒業

(1) 卒業の要件

卒業の要件は原則として次のとおりとします。

- ①指定の課程において履修すべき全科目に合格すること。
- ②指定の課程において所定の技能検定試験に合格し、登録すること。
- ③履修期間の出席日数は、80%以上であること。
- ④学習態度を勘案し、人格品性共に社会人としての資質を有すると認められること。
- ⑤納入すべき所定の費用を期日までに全納すること。

(2) 称号について

本学における学習の成果を適切に評価し、一定の課程修了者に文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」履修の「専門士」「高度専門士」の称号が付与されます。

【専門士・高度専門士とは】

学歴偏重の社会では、「どの学校を卒業したか」がもっとも重要なことでした。しかし、これからの生涯学習を重視していく社会では、「何をしてきたか」、「何ができるか」が大きな評価のポイントになります。何を学んできたか、どのような技術、技能、教養を身につけ、どのようにして豊かな人間性を養ってきたか。そうした学習の成果を評価するために創設された新たな称号が「専門士」「高度専門士」です。「専門士」「高度専門士」は、共通の基準をもとに文部科学大臣が認定した専門学校・学科の卒業者に付与されます。

「専門士」は、次の要件を満たす専門学校の学科を卒業することによって取得できます。

- ①修業年限が2年以上であること。
- ②卒業に必要な総授業時間数が1,700時間以上であること。
- ③試験等により成績評価を、その評価に基づいて卒業認定を行っていること。

称号授与書には修了した課程や学科名が記載されますので、学習した技術・技能・教養の内容を第三者に提示することができます。本学の場合は、職業実践専門課程 動物管理専門課程「専門士」となります。

「高度専門士」は、次の要件を満たす専門学校の学科を卒業することによって取得できます。

- ①修業年限が4年以上であること。
- ②修業年限の期間を通じた体系的な教育課程の編成がされていること。
- ③修了に必要な総授業時数が3,400時間以上であること。

「高度専門士」の称号を付与された修了者には、大学院の入学資格が与えられます。

Ⅶ. 学校施設利用について

1. 講義教室利用の注意点

- ①講義教室内は禁煙とします。
- ②講義教室内はきれいに使うよう心がけてください。

2. 実習室利用の注意点

- ①実習室内での飲食、喫煙は厳禁とします。
- ②実習室は原則として授業中のみの使用となります。ただし、放課後等に利用を希望する場合は、「実習室時間外利用許可書」を提出し、教科担当または担任の了承を得る必要があります。
- ③実習室内の什器備品を勝手に使用しないでください。
- ④看護実習室は指定されたシューズ以外での入室を禁止します。

3. インターネット利用について

本館1階エントランスホール内のインターネットコーナーを学生に開放し、自由に情報収集をできるようにしています。多くの学生が利用できるように長時間の利用は避けるよう心がけてください。

【注意事項】

- ①インターネットコーナーでは飲食、喫煙は厳禁とします。
- ②利用時間は、原則として9:00～17:00とします。
- ③パソコンの環境設定の変更、無断ソフトインストールは禁止します。
- ④パソコンから出力（プリント）することができます。（有料）
- ⑤パソコンでトラブル等があった場合は、事務室窓口へ必ず連絡してください。

4. 図書の利用について

図書コーナー内の図書は、自由に閲覧できる「開架式」となっております。「日本十進分類」によりますが、特に動物、獣医学、飼育等専門分野別に区分して配架しています。

また、資料コピー（有料）の設備もあります。

（1）注意事項

- ①図書コーナーでは飲食厳禁、禁煙です。
- ②利用時間は、原則として9:00～17:00とします。
- ③読み終えた図書は、必ずもとの位置へ返却してください。
- ④借り出し・返却は、事務室窓口で行ってください。受付時間は9:00～17:00とします。
- ⑤図書の借り出しは、一人1回につき2冊までとします。
- ⑥借り出し中の図書がある場合は、返却するまで追加の借り出しはできません。
- ⑦借り出し期間は、原則として1週間以内とします。
- ⑧「禁帯出」のマークがついている本は借り出しできません。
- ⑨借り出す図書はその場で破損、落丁を確認してください。紛失あるいは著しく損耗した場合は実費弁償となります。

（2）図書の借り方

- ①事務室窓口にて「図書貸出受付簿」に、必要事項（氏名・図書名・期間等）を記入してください。

②借りたい図書と学生証を提出してください。

(3) 図書の返し方

①借り出し予定期間内に事務室窓口に借りていた図書と学生証を提出してください。

5. ロッカー室（更衣室）利用について

実習着を収容するためのロッカーを貸与します。使用ロッカーは各自に指定し、在学中は利用できません。

【注意事項】

①ロッカーの鍵は各自の責任において管理してください。鍵を紛失した場合は自己負担での弁償となります。

②ロッカー内の私物の紛失について学校側は一切の責任を負いません。

6. 保健室利用について

授業中や実習中等に具合が悪くなった場合に利用できるよう静養ベッドを設置しています。保健室は19号館1階です。利用したい場合は、事務室窓口に申し出てください。

7. ペットショップ他

(1) ペットショップ（店舗実習室）

本館1階にある店舗実習室は、関連企業(株)旺栄が運営するペットショップとなっています。ペット関連グッズだけでなく、授業教材、文房具、書籍等を販売しています。

(2) 自動販売機

飲料等の自動販売機を下記の場所に設置しています。

①本館ー地下1階、3階テラス

②別館（19号館）ー1階

(3) コピー機

本館1階の図書・インターネットコーナーに有料のコピー機（カラー・モノクロ）を設置しています。またパソコンからのプリントアウト（有料）も可能です。

8. 学校敷地内駐輪の許可

通学は、原則として公共交通機関を使用することになっていますが、通学の便宜上どうしても自転車を使用した方法が、都合が良いと思われる者に対して、特別に自転車通学を認めています。学校周辺の路上に駐輪するのではなく、学校に登録して、学内に駐輪することが可能です。（登録料が必要です。）

9. 南ヶ丘倶楽部（軽井沢研修所）

通常は全学生の合宿研修施設として集団の秩序、規律を重んじ、人間涵養教育の実践の場ならびに豊かな社会性を育てる研修の場としていますが、休校日や休暇期間には、在校生や卒業生も利用することができます。豊かな自然の中で、楽しい交流の場として、クラブやグループの交歓に「利用規程」を守り、有効に活用してください。

○所在地ー長野県北佐久郡軽井沢町南ヶ丘3406

○相談窓口ー事務室

- 申込先－南ヶ丘倶楽部
- 電話－０２６７－４２－４８８４

10. STEP

創立８５周年の記念として建設されたSTEPは、入学式や卒業式、また、コンサート、イベントを行う中央工学校グループのフラッグシップとなっており、多目的に使用できます。

また、学校法人中央工学校における生涯学習の拠点となっています。336名を収容できるホールでは、最新の映像、音響機器を駆使したシステムチックな授業を展開しているほか、校内外に向けての特別講座、講演会、研修会、シンポジウム、コンサート等の開催及び貸し出しを行っています。学生は、授業のほか、クラスやクラブなどの独自の催しにも利用できます。希望する場合は、STEP 2階の事務室まで催しの内容、利用日時、人数などを申し出て、利用許可を得てください。

○利用時間－授業のある日は放課後～午後８時３０分。

授業のない日は午前９時～午後８時３０分。

このSTEPを管理・運営する中央工学校生涯学習推進室では、他の学校施設も利用しながら、一般社会人や学生を対象とした生涯学習プログラムを企画しています。

11. 学生寮

本校では、学校直営の学生寮があります。

クワドラングル志茂（男子 150名）

〒115-0042 東京都北区志茂 3-3-3

TEL 03-3598-1121 アクセス：営団地下鉄南北線「志茂」駅より徒歩５分

学生寮は、「学生寮管理事務所」が管理運営をしています。入寮の手続きは原則として年度当初ですが、それぞれの学生寮に空きがある場合には年度途中でも入寮の申し込みが可能です。

学生寮に関しての相談は下記の学生寮管理事務所で随時受け付けています。

○学生寮管理事務所 TEL 03-3908-1211

Ⅷ. 就職

皆さんは、自分の進むべき将来の道を選択し本校に入学してきたと思います。これから始まる専門知識・技術の習得後に、それを活かした就職をすることが、将来の夢の第一歩となることでしょう。

求人企業が求めているのはどんな人なのでしょうか？

1位 やる気・ファイト・バイタリティのある積極的な人

2位 明朗で健康な人

3位 誠実な人、協調性のある人

以上のような人が上位となっており、行動力のある即戦力になる人が求められていると考えられます。

学生自身も希望の就職先に自分をどう売り込むのかを工夫してください。専門知識・技術の習得はもちろんですが、その他に自分のセールスポイントをぜひ見つけ出してほしいと思います。

本校では、就職に関して、以下の項目に沿って就職活動支援を進めていきます。

1. 就職ガイダンス

卒業年次前に就職指導担当者が、全学生を対象に各クラス（各科）単位で就職動向や心得、求職・紹介手続き要領等について説明会を実施します。

2. 求職登録

本校に求人のであった企業・動物病院等へ学校紹介を希望する場合は求職登録手続きを必要とします。就職ガイダンス時に「求職登録票」を作成します。この求職登録票をもとに今後の就職活動を進めていきます。

3. 求人資料の公開

各企業・動物病院等からの求人票・会社資料は、指定された場所（本館1階図書インターネットコーナー）にて公開します。

4. 就職相談

就職についての相談や質問に対しては、随時対応しています。就職指導担当者または担任に気軽に相談してください。

就職相談時間は、午前9時から午後5時を原則とし、授業の空き時間及び放課後に実施します。

5. 就職申込

求職登録を終了した学生は、求人票や会社資料、インターネット等で、職種、地域等を検討し、志望会社を選定のうえ所定の手続きを経て就職申込みをします。

申込みに必要な書類の一例として「履歴書」、「成績証明書」、「卒業見込証明書」、「健康診断書」等があります。

こうした就職支援の他に、在学中に校外研修を実施しています。学んだ技術を実践する、実社会の技術に触れる等々、とても有意義な学習機会となっています。ここでの出会いが就職活動に大きな影響を及ぼすことも事実です。積極的に校外研修に参加しましょう。

Ⅸ. マスタースカラシップ制度

3年制学科へ進学、または3年生へ進級する学生。4年制学科へ進学、または4年生へ進級する学生に対して行う特待生制度をマスタースカラシップと呼んでいる。

(1) 対象者

- ①愛犬美容研究科、動物看護研究科、動物共生研究科、動物共生総合科2年から3年に進級する者
- ②愛犬美容科2年から愛犬美容研究科3年に進学する者
- ③動物看護科2年から動物看護研究科3年に進学する者
- ④動物共生研究科3年から動物共生総合科4年に進学する者
- ⑤動物看護研究科3年から動物共生総合科4年に進学する者
- ⑥動物共生総合科3年から動物共生総合科4年に進級する者

(2) 応募資格

- ①出席率90%以上
- ②成績順位上位者
- ③クラス運営において特筆するものがある。
- ④学校行事または競技会において特筆するものがある。
- ⑤中央動物専門学校発展に貢献した。
- ⑥上記の何れかに該当する者、もしくは学習意欲があり、マスタースカラシップを適応するに相応しいと教員室が推薦できる者。

(3) 選考方法

校長が定める特待生制度認定審議会による審査

(4) マスタースカラシップの特典

該当年度の授業料を下表のとおり減免する

種 類	授業料の免除率
Aランク	100%
Bランク	50%
Cランク	20%

(5) 出願書類

- ①提出書類
マスタースカラシップ願書
成績証明書

(6) その他

- ①マスタースカラシップの対象者は、特待生制度手引きに従い、積極的に中央動物専門学校発展に寄与しなくてはならない。

同時に学業でも、出席率を80%下回ってはならない。また、成績も不合格科目を有してはならない。それを守れなかった場合、減免した授業料を返還請求することがある。

- ②学籍異動（休退学）の対象となった場合でも、減免した授業料を返還請求することがある。

MEMO

本人覚書

学 科		科	年 組 番	
学籍番号			血液型	
氏 名			年 月 日生	
現 住 所				
緊急連絡先				
		TEL	()	
保 險 証 控	種 類	被保険者との続柄		
	番 号			
	被 保 険 者	氏 名	年 月 日生	
		住 所		
	発行機関事業所			